

岩手県告示第 136 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 20 年 3 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 12 月 28 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 菅野塗装工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市源太沢町二丁目 3 番 10 号
 - ウ 代表者の氏名 菅野賢一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 3481 号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 12 月 27 日付けで、塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 12 月 26 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社朝倉組
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区南都田字濁川 369 番地 1
 - ウ 代表者の氏名 朝倉和彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 4110 号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 12 月 25 日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 12 月 26 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社新平造園
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市新平 3 地割 71 番地 2
 - ウ 代表者の氏名 伊藤良
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 5539 号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 12 月 26 日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 12 月 28 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社三宅建設
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字野々田 11 番地 2
 - ウ 代表者の氏名 三宅健一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 7682 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 12 月 27 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装

工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成 20 年 1 月 25 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 盛岡防水工業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田字松屋敷 24 番地 5 号

ウ 代表者の氏名 安齋次良

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第 8197 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 1 月 23 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成 19 年 11 月 30 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 米澤建築

イ 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字城ノ内 145 番地 2

ウ 代表者の氏名 米澤正雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 9103 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 11 月 15 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成 20 年 1 月 8 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 亀谷工業

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢 447 番地 1

ウ 代表者の氏名 亀谷仲子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第 20012 号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 1 月 7 日付けでとび・土工工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成 20 年 1 月 21 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社シビル建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ三丁目 8 番 40 号

ウ 代表者の氏名 安江雅彦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第 20013 号

(3) 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 1 月 18 日付けで石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成 20 年 1 月 30 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社総建産業

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町高水寺字土手 195 番地 17

ウ 代表者の氏名 長洞孝久

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一19）第 20246 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 1 月 29 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 20 年 1 月 8 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社シンセイ

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上飯岡 4 地割 78 番地

ウ 代表者の氏名 佐々木保

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一18）第 20467 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 1 月 4 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 20 年 1 月 7 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ふるさと工業

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区太日通り一丁目 6 番 7 号

ウ 代表者の氏名 高橋養一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一17）第 60024 号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 1 月 4 日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 20 年 2 月 4 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社下館住建

イ 主たる営業所の所在地 久慈市山形町戸呂町第 4 地割 24 番地

ウ 代表者の氏名 下館治

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一16）第 140053 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 2 月 4 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 20 年 1 月 11 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 工藤建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 宮古市熊野町 7 番 15 号

ウ 代表者の氏名 工藤サヨ

エ 許可番号 岩手県知事許可（特一18）第 5601 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年1月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。